

【介護福祉士の内容は？】

★

介護福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづく国家資格です。

介護福祉士は、同法第2条第2項において『介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。』と位置づけられています。

介護福祉士資格は、介護を必要とする方がたのさまざまな生活行為・生活動作を補い、支える知識と技術を有する介護の専門資格として認知されています。

介護福祉士（Care Worker）は、社会福祉士、精神保健福祉士と並ぶ福祉の国家資格（通称：三福祉士）のひとつで、ケアワーカーの国家資格です。

1987年（昭和62年）の社会福祉士及び介護福祉士法により福祉に関わる資格の最上位資格であると社会福祉士共に創設されています。社会福祉士がソーシャルワーカーという英語名でも呼ばれるように、介護福祉士についてもケアワーカーという呼び方をすることもあります。

「介護福祉士」資格者の登録状況は729,700人（平成21年2月末現在）です。

介護福祉士は、おもにホームヘルパー（訪問介護員）、特別養護老人ホーム、身体障害者施設等の社会福祉施設の介護職員として介護業務にあたっています。また、介護業務のほか、在宅介護の場合は介護方法や生活動作に関する説明、介護に関するさまざまな相談にも対応しています。

ホームヘルパーや施設の介護職員に対し、介護利用者の自立支援を目標においた介護の実践、また、医師や看護師、療法士との連携が求められる現在、介護の専門知識・技術をもつ介護福祉士の重要性はますます高まっています。

「参考」

介護福祉士試験科目

①筆記試験

社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術（演習を含む。）、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術

②実技試験

介護等に関する専門的技能